

農業振興計画研修会

農業の発展方向と地域振興

'96・3・1 札幌市・北農健保会館

講演

地域農業振興計画の樹立と実践

北海道立中央農業試験場

経営部長 長尾正克

はじめに

私は北海道地域農業研究所発足以来五年間、協力研究員として地域農業振興計画の基礎調査に携わってきました。地域農業振興計画に係る調査を引き受ける立場として二つ(①地域農業研究所 ②協力研究員)の立場があると思えますが、私は北海道農業を愛する協力研究員の立場でお話をします。これまでの経過から、地域振興計画の樹て方や基礎調査の方法を巡つての様々な疑問もでてきましたので、これらの点についても腹藏無く問題提起をさせていただきます。

ます。その上で後ほど、私の進む道筋、取り組む方向を再確認させていただきます。と思っています。

私は、かねてより北海道農業が(カット農業交渉合意後の動きなどをみるにつけて)、国の農政のスケジュールコードとなつてはいないだろうか、という被害者意識を持っています。国の農政も相当に血迷つてきてはいまいか? そのような農政から歪んだ政策が示されてきた時、国の指針だからといって素直に対応することでよいものなのだろうか。地域農政に携わる者(私をふくめて)は、改めて真剣に

考えなければならないと思うので

す。かつて私は、基盤整備の課題で東北各地を廻ったことがあります。が、現地では「国から金をもらうと我々の言い分が通らないから碌なことはない。自分のやりたいようにやらせろ」と、それぞれの地域に合う形で畑かん等の事業が進められていました。根底には明治維新(戊辰戦争)で痛めつけられたこともあってか、「お上は信用するな」||「官依存体質がない」というところに感激したことがあります。

昨今の国政の錯乱ぶりを目の当たりにするにつけ、国の政策を盲目的に受け入れるのではなく、地域にとって有用かどうかを咀嚼してみなければいけないのではないかと、危機感を抱いています。

カット農業合意以後の我が国農政は、農家の規模拡大(経営近代



▲長尾正克さん(ながおまさかつ)さん

化)と、農畜産物の価格引き下げの一辺倒で、EUのように農村振興のためのデカップリング政策が用意されていません。これでは、特に北海道における農村の崩壊は時間の問題であり、人口の札幌圏への一極集中はさらに進むだろうと予測せざるを得ません。

私は、北海道地域農業研究所に結集する協力研究員の一人として、国土農政のスケープゴートになっている北海道農村の活性化を、地域の人たちと一緒に考えていきたいと願っています。

ここでは、そのための研究スタンスと研究手順について、いくつかの提案をします。

1 地域振興計画策定の立場

地域農業振興計画を策定する立場は、一見、ひとつしかないように見えるが、よくよく考えると実はいろいろあって、大別すると次の二つの立場に分類できます。

① 国土農政の立場：国の立場。

(認定農家および農業生産法人の育成)

② 地域農政の立場：北海道の立場、市町村自治体の立場、農協の立場、農家の立場。

この中で自治体と系統連合会の立場は、国の機関事務委託をされる立場でもあるため、国寄りの立場になる場合もあります。そこで、多くの混乱が生じます。

私は、この種の共同研究を受ける場合の立場として、基本的に、「農家の立場」にすべての地域の人達が立つべきだと思っています。

「地域農業振興計画」のための基礎調査の取りまとめは、通常、自治体あるいは農協が地域農業研究所の委託主体になるが、その委託主体がどの立場を強く打ち出すかによって、最終取りまとめの内容が変化する場合が考えられます。

我々協力研究員は、本来の農業の担い手である農家以外の立場については興味がなく、したがって、国土農政のためや農協のための計画に対しては、協力する意志を持たない立場にあります。

「地域農業振興計画」それ自体が農家のためになるものと考えるところは、立場の違いを無視しては短

絡の誇りを免れないでありましょう。

2 地域農政における立場の違い

(1) 農家の立場とは？

「農家が満足を持って営農できる条件と、その地域支援システムを明らかにすること」が、我々研究員の基本的な立場なわけですが、そのための取り組み視点は、次の二点になります。

① 農家が満足できる農家経営の改善。

② 農家経営の改善を支援する営農環境の整備。

③ 農村生活環境の整備。

農家の立場に立つということは、「農家の経営構造、あるいは階層構造が不変のもとの農業経営発展を推進する立場、いわば経営の集約化あるいは土地生産力の拡大による経営発展を達成させようとする立場」とも言えます。

ただし、農業からリタイアをする人もいますから、規模拡大を決

して否定するものではありませんが、積極的に規模拡大をやらせようという立場にはありません。

この場合の、農家経営の発展とは、家計主体のトータルの経済(生産・生活・兼業)の発展を意味しています。通常「農業経営」とは、農業の生産のみを指しますが、そのみでは農村の問題や農家そのものの行動問題、存続問題を捉えられません。「地域振興計画」は生産に限定されず、農家を基軸に据えた計画でなければならぬのではなからうか。しかし、そのことがこれまで十全に取り組まれてこなかった、という反省があります。

そこで私の考え方の基本を若干紹介しますと、「農業の担い手Ⅱ家計世帯を中心とした家族経営Ⅱ農家」であることを前提としています。

なぜなら農業は自然による豊凶変動の影響を強く受けるため、資本主義の影響は受けたとしても完全に資本主義化されることはなく、したがって完全に資本主義化された企業にはなり得ないという想定

であります。それゆえ農業の担い手は、小商品生産の段階に止まる(いわゆる小農)という段階でなからうかと考えます。

「小農」の定義は、労働者と経営者と地主の三位一体的性格を持っている農家です。そのような農家経営は決して企業経営に馴化せず、またそれゆえに自給部門が商品経済部門の市場収奪に対する抵抗体になります。なお、小農は三位一体的性格と言いましたが、実際は労働者の性格にほとんど近いから農家も労賃範疇(生活費)の確立をめざすということになります。

当然、農業部門で目標とする労賃範疇を達成できない場合は、不足を補うために地域の労働市場に出て兼業収入を求めることとなります。したがって兼業も農家経済の中では視野に入れて考える必要があります。農林漁業もふくめて顧みますと過去何百年も続けてきた営みであり、農業部門にのみ限定して分析してみても農家の行動はよく分からないのです。

たとえば、後志管内の京極町などで農家に聴きますと、畑作面積

は一五haだが、山林は落葉林など四〇〜六〇haも持っています。そういう地域に向いて、視野狭く農業分野だけ調査して帰ってくるのがいかにナンセンスであるかと思えます。

これまでは農業経営部門だけの基礎調査であって、不十分だったと反省をするのです。

(2) 市町村自治体の立場は？

これも農家の立場に立つて欲しいし、概ねその傾向が強いと思います。過疎を絶対的に阻止しようとする立場が強いので、農村で生活してくれるだけで良い」という立場があります。稀に「過疎指定を受けたいのもう少し減ってほしい」と積極的に考える町村もあるかと思えますが、それ以外は引き続きいてその地に永住して欲しいと考えるのがほとんどだろうと思えます。本来的に農家に最も近い立場にあります。

(3) 農協の立場は？

問題は農協の立場です。「農家あつての農協」ということなんでしょうが、一方で農協は職員を食へさせていかなければならない立場でもあります。したがって、農家の経営体質強化のほかには作目の振興Ⅱ花き・野菜などの品目(モノ)の振興による農協の売り上げ増大も重要になります。そのため、地域振興計画では「担い手」よりも「モノ」に対する振興姿勢が強く踏み出さざる場合があります。

さらに、生産調整においては、国の目標を達成するために、どうしても強いペナルティシステムを自治体と共同で(あるいは農協独自で)構築しようとする場合があります。国の機関事務委任がなされている自治体・農協の二重的性格がなせる業なのですが、結果として、販売、購買の事業を通して農家に無理を強いることもあり得るという立場にあります。どこそこの農協がそうなっているということではなく、農協という形態そのものがそのような性格を持つて

いると言えます。

3 国土農政の立場は？

一番問題なのは、国土農政の立場です。ガット合意以降、農産物価格を引き下げなければならぬ立場にあり、食料の安定供給という国内の要請にも応えなければいけない立場にあります。

「農業経営構造の近代化」ということから「ストガ」でできるだけ下がる経営で、しかも「自立的な大規模経営体の育成」をしたい。それが「認定農家の育成」路線というわけです。(経営体の数まで規定して、それ以外の面倒は見ないから自由におやりなさい。ということかと思っていたところ、生産調整も含めて販米農家まで規制をかけてくるほどに)矛盾した農政の立場があります。

そこで、自治体や農協が、国土農政の徹底(特に転作の拡大等)を自分の使命と考えた場合とか、大きな国の補助事業に取り組み場合に必要とされる(作らざるを得ない)立場の地域振興計画の策定



があります。この場合には、我々協力研究員の出番はない。そもそもこの種のもは、農協職員や自治体職員が筆をナメル程度で済むであろうと思います。

国土農政の立場の類型は次の三つとなるだろう。

(1) 経営規模の拡大

とにかく規模拡大をさせようとしています。規模を大きくすればコストは下がるのか？ を考えると(分散農地も集約し、農地にまつわる借金などをフリーにしてくれるということでもあれば、あながち不可能でもなからうが)それもないままに飛び地を集めたところでコストは下がりません。本気で大規模経営を考えているのであれば、生産調整において大規模経営に徹底して不利な一律転作配分方式をやらせることがおかしいのです。

一方で大規模経営を育てようとし、他方でその芽を摘むような矛盾に対しては、協力研究員の立場からは到底耐えられません。

(2) 営農環境の整備

認定農家が経営発展できる環境条件を整備するということになると、中小規模農家あるいは兼業農家の分解を促進しなければなりません。

せん。その結果、過疎化が進行していく場合の地域経済などを国土農政が責任を持つわけでもありません。

(3) 都市住民に貢献する 農村環境の整備

国土農政は最近、リゾート開発やグリーンツーリズムなどの都市住民のための農村整備を進めようとし、農村に住む人々の話よりもそれら都市住民の話をおむように見受けられます。

しかし、農業・農村に対する国家レベルの支援が必要ですから、ある程度農家サイドも都市住民を迎え入れていける条件整備を考慮しなければならぬと思います。

以上をトータルして言いたいことは、その拠つてたつ立場の相違によつて、描かれる計画内容が異なる」と言つては、どの立場に立つかを明確にしなければ受ける側も混乱するし、依頼する側も報告を受ける際、意に反した結果に失望することになります。これはもちろん、地域振興計画を依頼

する側がはつきりさせなければならぬことです。委託を受ける立場としては、それが自分の理念や信条に合致するかどうかで判定すればよいのです。

基本的には、農家の立場に立つた①みんなが生きていくことを模索する、②競争によつて認定農家に相応しい農家だけが残るのではない、③出来るかぎり多くの農家が農村に住んでもらえる、地域農業振興計画樹立の方法について提案したいと思つています。

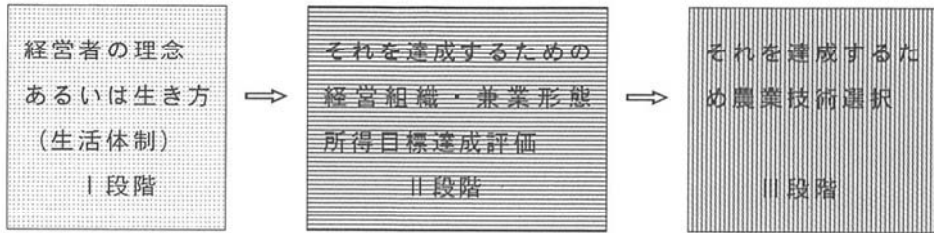
4 地域農業振興計画 樹立の方法(提案)

(1) 農家の経営分析の方法 (経営内部条件の検討)

農家が抱えている経営の内部条件Ⅱ農家が経営努力によつて改善していかなければならない問題点を、見出すための研究方法を私なりに次のように考えています。この場合、農業を企業経営の手法で分析すべきではないという基本的な考え方に立っています。

(図-1)

農業経営の診断手順



農業経営の問題を抽出し、経営改善法を見出すための研究方法は次の通りであつて、家計主体としての農家の行動を分析する必要があります。農家の経済活動は次の三側面、つまり生産体制、兼業体制、生活体制が渾然一体となつてゐるので(従来までは生産体制に偏つていたが)、それぞれについて検討しなければならぬと考えます。したがつて、農業経営の診断手順は、次の手順で行われます(図-1参照)。

まず「トータルとしての生き方、次いで重点によつて生産体制あるいは兼業体制と言ふことになる。農家が、どのような形であれ、その場所で生活が出来ればよいしやないか」となつた時、はじめて「自立農業経営でなければならぬ」という呪縛から解放され得ます。

兼業も中山間の場合は、林業や漁業も含まれ、賃労働兼業とは異なつて、労働の商品化でないこと(収入は少なくとも、自然と親しむ豊かな農村生活e t c)に重要

な意味を持っています。従来はこの視点が欠落していたと思ひます。ちなみに、新作目や技術の定着過程は、ちよつとこの逆になります(図-2参照)。

技術研究者による現場の技術評価は、経営研究者の経営診断評価とは、逆転しているのです。トップダウンとボトムアップとの違いがあります。

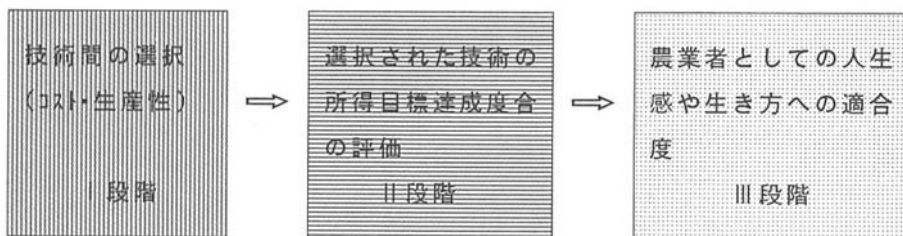
但し、経営診断においてI段階の経営者の理念を検討する場合は、様々な理念があることを確認することがまず必要です。

農業を企業、すなわち金儲けの道と捉える場合もあるし(但し、その場合、えらく儲からない産業だと思つが)、作物・家畜を育てる喜びと捉えることもあります。あるいは、作物・家畜を自分の思い通り育てる芸術として捉える場合もあります。その善し悪しは、農家の思想信条に関わることなので、問題にすべきではなからう。

しかし、農業者が農業としての持続性と自然との共生(エコシステム)の視点を持つことは、不可欠であるように思われます。経済活

(図-2)

新作目や技術の定着過程



動も究極的には、エコシステムに
従属しなければ、資源有限の地球
環境を破壊し、最終的には生態系
を破壊する。

この意味するところは(やや短
絡的表現ですが、地球の環境汚染
は、フロンガスや炭酸ガスによる
温室効果などで日増しに進行し、
そのため気象も激しく揺れ動いて
おり)、人類の滅亡に繋がります。

したがって、単なる好みの問題
ではありません。それ故、ここで
はエコシステム(人類の永続性)
を前提として、生産と生活と兼業
との調整が自らの生き方に照らし
て行われます。

II段階の経営組織・兼業形態の
中心課題は、生産体制(兼業体制
を含む)であるが、それはさらに、
II段階に分かれます。一つは商品
生産物の選択問題であり、もう一
つは自給生産物の選択問題であり
ます。自給生産物部門には生産仕
向部門と生活資材仕向部門があり
ます。

これまで、自給生産物部門は等
閑視されてきましたが、地力維持
と生活の豊かさに密接な関連を有

しています。酪農部門における糞
尿は、単なる処理ではなく自給肥
料の施用ということになります。
更に、自給飼料を多く使用すると
いうことは購入飼料を節約するこ
とから、自給率を高めることによ
つて、ある程度は市場からの収奪
も回避できることとなります。

そして、農業部門だけでは自分
の望む所得水準に達しないとい
うことになれば、規模拡大兼業か
のいずれかの選択になります。

III段階は、農業部門と兼業部門
を含めた農家トータルの経営形態
を支える技術およびその体系の選
択が問題になります。

ゆとりある労働を求めているの
に多労になったり、農家所得を高
めるために農家総収入を高めても
経費が割高になって、手取り所得
が少ない理由を、主に技術選択の
問題として捉えようとすること
です。この部分が、経営改善の主
たる出口になります。

ここで、再度繰り返し強調し
ますと、農家経営トータルとして
の分析が必要であつて、農業経営
部門、それも、商品生産部門に限

定した分析のみでは農家の行動を
予測することはできないし、ある
べき姿を提言することもできない
と考えます。

(2) 農家を取りまく地域環境 条件の実態分析 (経営外部条件の検討)

次に取り組むべきことは、農家
の営農に影響を与えてきた「農家
を取りまく環境条件」の実態解明
です。

①農産物市場対応

(実態と課題)の分析

集荷・分荷主体：農協、産地問
屋、生産組合の行動経過、農協の
リスク負担と取り組みの姿勢・産
地の発展段階の解明(特に、農協
がどれだけ販売努力をしているか
など、不十分なものは不十分な
ものとして見出さなければならま
せん)。

②生産要素市場対応

(実態と課題)の分析

a 農地市場：農地の売買・賃貸

借、農地合理化法人、交換分合
(規模拡大が伴う)。なお農地流
動・転用には自治体の動向も含
みます。

b 労働市場：農業常雇い、日雇
い、その他兼業(兼業農家の場
合、野菜などを取り入れた時、
逆に労力が逼迫し他からの労働
力が欲しくなることが起こりま
す)。

c 金融市場：農家の農協、銀行
における貯貸率。金利の動向。

③各種農政の農家経営に与え た影響(実態と課題)分析

a 価格政策
六〇年以降カット対応の引き下
げ。

b 生産調整政策
一端緩和策が採られ、再び引き
締め。

c 基盤整備事業

d 地域独自の農政
堆肥、緑肥対策など。

④地域支援システムの点検



- a 農地流動化体制の強化
農地信託銀行、農地合理化法人
資格の取得（特に農協の）、交換
分合体制の確立。
- b 機械・施設の効率利用
共同化、農協機械センター、乾
燥・調製施設（同様施設を農家
も所有している場合、農協施設
との競合状況）。
- c 労働力支援体制の強化
コントラクター、労働銀行、ヘ
ルパーなど。
- d 公共草地による飼料・育成支
援体制強化
公共牧場。
- e 経営指導体制強化

- 技術員会議、農業技術センター、
農業経営情報センター。
- f 付加価値造成支援体制の強化
選果場、予冷庫、貯蔵庫、加工
センター、パッケージセンター
など。
- g 農村生活活性化対策強化
自給食品の加工（食文化の視点）、
保養施設（老人の）生きがい加
工施設。
- h 担い手育成施設
リース農場、担い手育成センタ
ー。
- i 都市との交流
交流センター。
- j 関係指導機関の連携強化

- 市町村自治体、農協、農業委員
会、農業普及センター、ノウサ
イ、土地改良区、森林組合、漁
業組合、技術センター、（場合に
よっては）商工会、観光組合な
ど。

⑤ 地域農業システムにおける農家
コントロールシステムの点検

これは今まで、かなり手薄な部
分になっていました。農家が生き

甲斐を持てるシステムが基本とな
るが、農家と農協の相互監視が可
能なシステムとしての折り合いの
付け方が大切になります。

- a 合意形成組織
- ア 農協
- イ 集落（農事組合・行政区）
- b コントロール対象
- ア 農産物集荷・販売
- イ 生産資材購入
- ウ 生産調整
- エ 基盤整備
- オ その他
- カ ペナルティ

5 地域農業への提言
（実態分析を踏まえて）

- a 農政の動向
価格政策、国土政策を踏まえる。
- b 農家経営の改善方向
経営モデルは地域の農業関係機
関で参考程度にまとめるべきで
す（現実には、相当無理なモデル
になっている場合が多く、所得
目標は農家それぞれに違うので
モデルは余り意味を持たない）。

その場合は、兼業や高齢農家ま
で視野に入れる必要があります。
c 地域支援システムの改善方向
d 地域農政の改善方向
e 農協活動の改善方向

最近では、ややもすると農協と
農家の利害が対立する場合（例
えば生産調整等）が多く見られ
ます。また、農産物の価格がど
んどん下がっていくなかで、農
家の所得と農協職員の高給との
差を巡っての対立（全体売上高
の中で農家と農協の取り分をめぐ
ってシビアにならざるを得ない
環境）もあります。そのため
農協は積極的に付加価値を高め
るような活動が求められます。

農産物が引き下げられている中
では、（バブル崩壊後の住専を見る
までもなく）規模拡大を進める環
境にはありません。ある程度の規
模拡大は全面否定をしません、
いかに低利の融資が用意されてい
ると言っても、国の農政にすっぱ
りはまってしまう形で規模拡大
は、資産の目減りと負債の増加
に繋がりがかねず危険だと思います。



厚沢部町における農業振興策の実践

厚沢部町農業協同組合

管理部長 矢代和則

◇地区の概況

厚沢部町は道南の、北緯四二度東経一四〇度付近に位置する北海道で温帯な地帯にあり、農林業を主体とする人口五、五〇〇人の純農村です。

●農地面積

〈水田〉一、九三四ha

〈畑〉(うち転作九八五ha)

一、〇九〇ha

●農家戸数 五四八戸

(うち正組合員数四五三戸)

正組合員のほとんどが専業に近い農家。

◇地区農業の変遷

昭和三〇年代前期には、大粒光黒大豆、メークイン、大納言小豆を主体とする畑作雑穀地帯でありました。

昭和三〇年代後期には、高台地区はポンプアップをしながら造田事業を行い水稲のウエートが増大しました。

その後も、相当な無理をして改畑を盛んに行い造田を進めてきました。ハツと気がついた時には、土地代金の返済額が多額になっており、米の将来展望も見えない状況に立ち至っていました。しかし、昭和五七年頃までは格別の手も打たずに過こしてきました(ちなみに現在の転作比率は五〇%を超えています)。

◇農業振興計画の策定と実践

●野菜への取り組み

昭和五七年から最近までの当町の農業の変遷を別表一にてご覧いただけます。

農協としては、米の将来性が見込めないことから野菜への取り組みを始めました。しかし、最も基本になる組合員農家は、意識的にも技術的にも野菜に目がいっていない段階でした。そうした中で、昭和五七年に(一部の市場関係者から「先行投資も結構だが遊休資産にならないのか」と慶口を言われながら)「真空予冷施設」が出来ました。

翌年の五八年には、「野菜栽培指導班」を設置しました。農協も指導班(四名)も技術的に全く白紙の状態です。「知らなかった、若かった、怖さを恐れなかった」から向こう見ずに走れたことが、結果としてよかった面もあったように思われます。余りにも覚えていて「……であるからダメ」を繰り返すと、前へ進めないことになりました。

指導班の農家巡回がスタートしました。農協も困ってはいましたが、

最も疲弊していたのは農家だったから、「作目選び」から始まって、「営農計画をどのように作ったら償還が出来る、余裕が持てるのか」の部分に力を入れました。そうでもしなければ、「野菜を理解してもらえない、取り組んでもらえない」という状況でした。「耕す」という言葉は、土の中に空気を入れる作業だ」と聞いていましたが、農家も農協も「冬場は、頭の中に空気を入れる」(冬場に指導班が、農家と接する機会を多く持つ)ことができて、実践可能な事柄についての話し合いが積み上げられました。

●関係機関の連携と

太田原教授の指導

町、普及センターと農協の結びつきは、この当時からありきたりの連携とか渾然一体という言葉を通り越した(何でも「チャチャ」にして泥

農協サイドの目標だったことも事実です。その後、農家個々の経営（営農類型）変更に駆けずり回りましたが、その際は、「今までよりも、このようにした方が収入が上がるんじゃないの」と言うことが一番の説得力だったし、そうでなければ農家も変更に応じなかつたと思います。

振興計画策定の基本は、農家が一番低迷している部分、悩んでいる部分、困っている部分をどのように補正していくかが肝心です。そのことが計画自体も「計画をつくる人のもの」から「地域農業振興上の問題を捉えた計画」になっていくものだと思います。

人的体制や関連設備などの裏付けがなければ、計画が画餅に終わってしまいます。その点でも、農家の経営形態の変更に応えた取り扱ひ体制の充実が図られました。特に農協の設備投資も別表の通りかなり進みました。

当農協は昔から組合員の出資金に対する協力度合いが高く（現在の出资额八・五億円）、暗黙の了解の中で共通の問題解決（農協施設の拡充など）に協力していこうとする風土が綿々と受け継がれてきました。こうした歴史の積み重ねがあることも大きな力となっている点だろうと思います。

●実践と検証をして 新たな計画づくり

常に心しておかなければならないのは、勢いのある仕事というものはどこかで一部分欠落していることがあるように思います。計画をつくつたらそれで終わりではなくて、多分計画を遂行していく一二年の間に新たな状況や、新たな課題が出てきます。

勢いに任せて、野菜で大きな伸びを示しましたが、その主体は「大根」です。一品目で一気に昇ってきた農家が、気持ちの上でも技術の上でも定着し、数字が上がってきたことは結構だが、大事な部分を忘れてしまつたと後でしつべ返しを受けました。

平成三年頃から、農家の女性たちから「野菜が導入されたことによつて労働がきつくて、きつくて…中腰の作業は入ってくるし、朝も早くて…」と苦情が出てきました。

「野菜の販売代金を積み立てて海外旅行へ行く」となどの企画もしていましたが、右の労働過重や高齢化、労働力不足などが野菜振興の一方で出てきた問題です。労働力不足を他から補充するにも、地域に人がいなければいくら高額な賃金を用意しようとも対応は不可能です。根本的な部分で解決が不能な農村が抱えた悩みの部分です。

平成四年に地域農業研究所の支援（調査・分析）を受けて、新農業振興計画「農に生きるII」の策定を行いました。現地としては、先の反省から計画のコンセプトとして、「生産振興一辺倒は止めて、嫁さんを誘えるような「ゆとり」の追求」を取り決めていました。

平成五年を目標年とした「農に生きるII」は、北海道南西沖地震や大冷害に遭遇しながらも販売額四八億円となり概ね目標を達成しました。反面、全体的な労働力不足と婦人層の労働過重問題が顕在化しました。

●農業振興公社 設立のきっかけ

その頃、福島大学の守友裕一教授が、著書「内発的発展の道（まちづくりむらづくりの論理と展望）」の中で「よその過疎地域ではリゾート勧誘などをしているが宴の後の食いざりで終わっている、それでいいのか」と語っておられました。

同様に過疎化が進行してきた厚沢部の場合も元来、米に身が入らない地域のため常々上位等級の比率が低かった（たまたま平成三年だけは気象が冷涼だったことから病害虫の発生も少なく一等米比率が高かった）が、野菜栽培も忙しい中で、米の品質向上のための防除もきちんとやることは至難の業で、必ずどちらかが

手抜きになると見込まれました。

農業者がさらに減少していった時、その後の農地を守る、地域の産業を守るためには、農業経営者でなくても農業者に成り得る「体制が必要だろう」と考えました。これらの背景や発想（平年通りの気象条件になつて水稻の病害虫が発生した時、誰がどのように防除するのか？）が農業振興公社設立のきっかけとなりました。

組織は、町と農協が出資する第三セクター方式とすることによつて（企業としての採算も当然必要となるから）、農業分野だけでなく幅広くフリーにやつて（特に、冬季間の仕事）いけるだろうと考えました。そしてラジコンヘリコプターによる水稻防除のコントラクター事業から着手しました。

コントラクター事業は、多くの農業者を対象に広く、量の多い仕事をやってあげられることが大前提となります。幸い補助事業も導入して町農協も支援して進めてきたことから減価償却費の負担が極めて低く利用料が安く設定（農家が委託しても算盤が合う）されているので利用率も高くなつていきます。

依然として過疎化に歯止めがかかつていないため、農業振興公社の仕事もさらに増やしていかなければならないと思います。

平成五年の地震と冷害の後、平成六年は八月二日の水害で販売取扱額



と考えています。

平成六、七年の災害を乗り越えてきたが、そのダメージは非常に大きく、ゆとりの農業もギリギリで計画していくと土と人の両方で健康上の弊害が起りかねません。当然町行政との連携は不可欠であり、農業者も入って問題点を確認しあい同じ方向性で推進していくことが大切です。新たな起爆剤になるような町単独の補助事業などの支援を受けることで、課題解決へ向けての効果が期待できます。

目標の設定が大切だが、農業自体は幅が広く奥行きが深いものだから百点満点のものを求めてもは無理があります。誰でも分かり易いシンプルな計画、すぐ取りかかれることを用意することが大事です。

実践面では、農家の人が分かる（農家に働きかけて分かってもらえらる）ための、農協側の推進体制が必要で、平成八年には指導班メンバーを更に五名増員します。

計画を実践していく課程で、具体的な課題（労働力不足等）が生じた場合の明確な対案を持つていなければ、実践がおぼつかなくなりま

● 次の計画 『農に生きるⅢ』の心構え

現在実践中の計画パートⅡは、「ゆとり」中心に進めてきたが、これから取り組む計画パートⅢについては更なる「生産振興」「基本技術」にシフトした振興計画の目標をおいて、農家と共に努力しなければならぬ



白糠町からの報告

白糠町農業協同組合

生産部長 柳本 力

白糠町の概要

(1) 位置

白糠町は、釧路支庁の西南部に位置し、白糠郡の東部を占め東は雌阿寒岳より南走する山脈に沿い阿寒郡および釧路市に接し、西はバシコフル川およびその水源地より北走する山脈（ウ「タキヌプリ」）と南走する山脈は、音別町および十勝に接し、北は雌阿寒岳、南方は太平洋に面している。

(2) 地勢

阿寒富士の麓より茶路川、和天別川などの水系が曲折しながら流れ、南方に貫流している。地勢は

概ね起伏の多い傾斜地で、摩周系火山土に覆われた土壌が多く土地生産性はやや低い。

総土地面積は、七七三・六七㎦で釧路地域の二二・九%を占め、南北三三三㎦、東西六〇㎦の広がりとなっている。

(3) 気象

本町は、太平洋沿岸のため、春から夏にかけて著しい海霧に見舞われ、冷涼多湿であるが、秋は移動性高気圧によって秋晴れの季節となる。冬は大陸性高気圧の影響を受け空気が乾燥し、積雪も少ない。また、降雪は一月中旬に始まり、四月下旬に終わっている。



白糠町農業振興具体化計画の取り組み経過

- 1 平成四年
目標年次を平成九年とする農業振興具体化計画の策定。
 - 2 平成五年五月
「白糠町農業の構造と展開方向―白糠町農業振興計画策定のための基礎調査報告書―」（北海道地域農業研究所）を受ける。
 - 3 平成五年八月
JA白糠町理事会：地区別懇談会において「基礎調査報告書」の内容を報告する。
 - 4 平成六年一月
白糠町農業振興推進会議：農業振興計画推進に向けての意見交換会を開催、当該会議の発展的解散と新たな協議会の設置を確認。
 - 5 平成六年五月
JA白糠町理事会：①農協合併推進協議会の設立（阿寒、釧路市、釧路町、白糠町の四農協合併問題）
②農協生活店舗閉鎖問題の二つの問題で地域内が激論となり、振興計画策定作業は（担当部長も当該問題に時間を割かれ）一時休止状態となった。
 - 6 平成七年二月
JA白糠町理事会：機構改革、人事異動発令。職員六名による生産振興プロジェクトが編成される。
 - 7 平成七年八月
「白糠町農業振興計画推進協議会」設立（構成：町産業課、農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合、農民組合、JA白糠町）。
 - 8 平成七年九月
第一回協議会：当面の取り組み方針を確認。
 - 9 平成七年一〇月
協議会主催の「生産者・青年・女性組織」との懇談会：学習会、全町組織問題について相談。
協議会主催「白糠町農業の明日を考える学習会」（講師：地域農業研究所）を開催。六二名参加。
 - 10 平成七年十一月～十二月
協議会事務局会議：当面の取り組みについての具体化を確認。
 - 11 平成七年十二月～平成八年三月
個別農業振興計画策定作業開始。
- ### 個別計画策定の基本方針
- （平成七年十一月二三日開催の第一回白糠町農業振興計画推進協議会事務局会議で確認された主要な案件は次の通りである）
- 1 個別計画の策定は一二月月上旬より平成八年度営農計画と併せて行う。
 - ①新年度営農計画書、単価表などの早急手配。
 - ②一般組合員：12～1月。
対策組合員：1～2月。
 - ③文書発送11月27日（ヘルパー・アンケート含む）。
- 作業開始：12月10日。

2 営農類型基準と係数基準

3 地域計画との関連性(課題)

4 個別計画策定チームの確定

5 基本スケジュールの策定

1 農家戸数

2 土地利用面積・借地割合と農地の流動化

白糠町農業の現状と問題点

- ①「過去一〇年間資料」により本人協議、課題整理後、長期計画を策定。
- ②営農類型基準は、生産者には示さず、事務局レベルの相談資料として作成保持する。
- ③係数基準
- a 信用限度超過組(組合員・負債の累増傾向にある、売上高負債率一五〇%以上の生産者の家計費は、普及センターの標準家計費により、一旦、別枠計算とする。
- b 右記家計費を含む収支計画が成り立たない者は、家計費の圧縮をはかり、当該年度約定元金の五〇%以内の赤字計画を限度とする。
- c 計画の恣意性を防ぐため、一頭あたり乳量計画は前年実績による。
- d 右記によっても、なお収支計画が成り立たない者は、特別対策者扱いとし、別途検討。
- ①ヘルパー利用組合
- a 農家の作業単純化の準備。
- b 農家負担の目安設定。
- ②鹿被害対策
- a 被害状況の個別調査確定作業。
- b 補助事業の導入と受益者負担の目安設定。
- c 右記事業の年次別地域導入計画の確定。
- ③機械共同利用の効率化推進
- a 構成農家戸数の減少、財務の悪化など実態調査。
- b 合併、受託作業(コントラクター)の検討。
- ④複合経営の生産環境安定化問題(補完作目問題)。
- ⑤糞尿の堆肥化と畜産公害問題。
- ⑥農地の効率利用
- a 実態調査・三二交換分合問題の検討。
- b 混放林放牧・傾斜地放牧の見直し。
- c 可能総生産額の推定値確認。
- ⑦農業法人化問題
- 農協三名、普及センター一名、町産業課一名、計六名。
- ①営農計画・個別計画策定関係
- a 一般組合員計画策定……12月
- b 対策組合員計画策定……1月
- c フミカン残整理計画……2月
- d 全体計画集計……2月
- ②地域計画関係
- a 事業計画の具体化出来るもの平成九年度事業(国・道)9月
- カ (町) 10月
- b 課題別問題点の調査・分析・政策検討……12月3月
- c 右記プロジェクト編成……11月
- d 全町組織の組織化……3月上旬
- e 現地協議
- ・ 国、道、町、平成九年度予算に係わる事業……9月
- ・ 中間集計……10月
- ・ その他事業……12月
- ・ 全体集計……平成9年3月
- ①現況では、家畜飼養農家一四二戸、野菜農家九戸、計一五二戸が生産組合員であり、この内一〇二戸が搾乳生産組合員である。
- ②目標年(平成一二年)までに後継者のいない六五歳以上、または経営転換を見込んでいる者がおよそ二五戸前後見込まれる。従って、生産組合員は二一八戸に、搾乳生産組合員は八九戸以下になる可能性がある。
- ①現況では、耕地面積が二、八〇〇haである。この他に、牧野面積が約七〇七haある。従って、町内の

総耕地面積は四、五〇七ha以上とみられる。

②一戸当たり面積は、現況で（牧野舎む）三三・三ha、目標年以降では四〇haとなる。

③平成七年二月末の賃貸契約状況は、貸主六七戸、借主五五戸、面積で六九一haである。目標年次六五歳年齢および経営転換予定者は二五戸、三〇三haになる。目標年以降において、借主側の借地耕作面積は約一、〇〇〇haとなり、現況借地率二二・二五%が、目標年以降一六%以上となる。

3 家畜飼養頭数と牧草収量、機械施設などの不均衡状況

①家畜総頭数と牧草収量の不均衡
 牧草必要量一八四、〇〇〇t
 牧草収量 一三三、七〇〇t
 ～一四〇、〇〇〇t
 差引不足量は、五一、三〇〇t、
 四四、〇〇〇tとみられ、採草地
 面積換算一、四七〇～一、二六〇
 haとなる。

②農機の所有状況からみた一戸当たりの推定投資額は二、八〇〇万

(表-1) 釧路地域における白糠町農業の地位

指 標	単 位	釧路地域	白糠町	シェア	地域内 順 位	年次
農 家 数	戸	2,527	295	11.7	3	H.2
農 家 率	%	2.4	6.4	-	6	H.2
農 家 人 口	人	11,286	1,146	10.2	3	H.2
農 業 就 業 人 口	人	6,369	594	9.3	5	H.2
総 土 地 面 積	ha	599,676	77,367	12.9	3	H.1
耕 地 面 積	ha	93,500	5,180	5.5	7	H.3
耕 地 率	%	15.6	6.7	-	9	H.3
農 家 1 戸 当 たり 耕 地 面 積	ha	37.0	17.6	-	9	H.3
飼 料 作 物 作 付 面 積	ha	91,800	5,180	5.6	7	H.3
乳 用 牛 飼 養 戸 数	戸	1,880	180	9.6	5	H.3
乳 用 牛 飼 養 頭 数	頭	121,200	6,950	5.7	6	H.3
1 戸 当 たり 乳 用 牛 飼 養 頭 数	頭	64.5	38.6	-	10	H.3
生 乳 生 産 量	t	413,574	22,416	5.4	7	H.2
肉 用 牛 飼 養 戸 数	戸	310	20	6.5	9	H.3
肉 用 牛 飼 養 頭 数	頭	27,800	7,270	26.2	1	H.3
農 業 粗 生 産 額	百万円	51,230	2,648	5.2	7	H.2
部 門 別 構 成 比 (耕種)	%	4.9	2.1	-	7	H.2
“ (畜産)	%	95.1	97.9	-	7	H.2
生 産 農 業 所 得	百万円	18,998	1,010	5.3	7	H.2
1 戸 当 たり 生 産 農 業 所 得	千円	7,518	3,424	-	10	H.2
10a 当 たり “	千円	20	19	-	10	H.2
専 従 者 1 人 当 たり “	千円	3,351	2,140	-	9	H.2

(資料) 農林業センサス、国土地理院統計、作物統計、畜産統計、所得統計。

円を超えると思われる。

4 鹿被害と草地改良の状況

①平成七年の鹿による被害実面積は三、〇六二ha、収穫皆無実面積は一、三二五haとみられる。被害見込額は二億七九四〇万円である。
②草地更新は、七年更新を標準とした場合、単年度四二五haが必要

だが、最近年の実績は平成六年七一ha、平成七年五八haである。

5 白糠酪農の生産状況

①生乳生産は平成四年の二万五一五七ガビークである。
②販売高合計は、平成三年の二五億円をピークに減少傾向にあり、平成六年は三三・五億円である。

③乳代単価は、七九・五二円から七六・九八円に二・五四円下がっている。

④一般搾乳農家と対策農家の負債残高と所得水準には顕著な違いがある。負債残高（平均）では、一般組合員が一七百万円に対し、対策組合員は三六百万円である。可処分所得（平成六年7月カン分析）では、一般組合員が一七百万円平

均に対して、対策組合員の平均は一三〇万円に過ぎず自己の家計費の全額を賄えない。

⑤目標年以降の推定搾乳農家戸数を八九戸と想定し、かつ、目標年における所得は耕地面積を考慮し、現状維持と仮定した場合、白糠町全体の目標乳量は二六、七〇〇となる。

Ono Point Advice



札幌大学経済学部

教授 岩崎 徹

①「共同研究」の狙いは、単なる

コンサルタントでは全く意味を持たないことを指している。農家や関係機関と一緒に調査する主体は、あくまでも地元だということを強調したい。

②地元の人だけでなく本気になっているかが重要だ。振興計画をつくるのが目的ではあるが、その「プロセスが凄く大事だ」と常々感じている。地元だから当然分かっている」ということではなくて、

「地元だから」と一体的・総合的にみていく、そのプロセスの中に人々を巻き込んでいくことが大事である。

③その上で、ストーリー性も含めて、分かりやすい目標（短期、中期、長期）をつくっていく。そして、その目標に向かって、「どのよう」に実現したらいいのかわかることが重要になる。



北海道東海大学国際文化学部

教授 谷本 一志

①研究所が示す調査報告書が、地域振興計画のスタートだとすれば、協力研究員の立場としても、現場を追跡調査させていただくことで

アフターフォローに関与する必要
があると思う。

②「農家のため」の振興計画であ
るべきだが、そこに農協、その他
の様々な力があるのも事実で
あり葛藤にも遭遇するが、農家が
よくなるために計画づくりがどう
あるべきか」を初心に立ち返って
研究したい。

③農地の流動化に関しては、最近
では購入をしてまで規模拡大をし
ようとする人が減少している。国
の政策対応とのギャップが大きく
なってきたため、市町村段階では
解決が出来ない大問題が控えてい
るようだ。



北海道大学農学部

助教授 坂下 明彦

①地元の農業実態に基づいた計画

というのは、まずと地域の歴史の
違いによって様々である。

②初発の計画の場合は、どうして
も投資なども絞り込みが出来ず、
全体カバー（総花的）にならざる
を得ない。厚沢部の事例のように
一度目になると焦点の絞り込みが
出来る。現地にはいろいろな課題
が充満しているのだが、「一点突破」
みたいなやり方でも必要だと思っ
つ。

③振興計画を「つくって終わり」
としないためには、「運動」として
の側面が非常に重要だ。運動の推
進母体（市町村・農協・普及セン
ターなどが連携）がしっかりした
作戦を練って、農家の人たちを動
かすことが出来ればいろいろな課
題が具体化する。

④最近では、自分の足元だけを見て
いても「分からないこと」が多く
なってきた。例えば（最近強
く出てきた課題だが）、労働力不足
をどのように解決するかを、地域
の中だけで検討してみても答は出
てこないだろう。アイデア収集の

ために外に出掛けてヒントを得る
ことが必要になってきた。内と外
の両面を見ながら計画づくりをす
ることが望ましい。

⑤我々研究者（余所者）が調査に
いくことで若干の刺激剤にはなっ
ていると思う。計画のテーマを現
地で準備して、「注文をつけて」も
らうことが望ましい。

⑥農地問題に関しては、この一〇
年くらいの間に相当変化してきて
いる。今までのテーマはほとんど
役に立たなくなっており、土地条
件による差は電が関でも札幌でも
分からない。徹底したボーリング
調査を実施し、北海道対策として
新たな視点で提言を行いたい。



酪農学園大学農業経済学科

講師 吉野 宣彦

①アンケート調査は、農家のデー
タを収集する目的だけのものでは
ない。「現場のやる気」を計るハロ
メーターでもある。やりようによ
っては一〇〇%の回収も可能だ。

②現地の計画策定に推進体制の準
備（策定に携わる担当者の位置づ
け）五力年間の計画遂行の責任を
誰が持つか、専任者など実働部隊
の育成、確保）が大切である。

③生活改善の視点から経営改善計
画をポトムアップするための方法
として、一つは農家に対して（驚
異を与えるような）具体的事例を
提示し地域の議論を巻き起こすこ
と、二つは経営の選択幅を広げる
ように提起する、三つは経営効率
を高める方途を農家自身が探るこ
とを訴求すべきだろう。





共同研究（農業振興計画策定調査）の総括〔要旨〕

研究部長 幸 健一郎

研究部長 幸 健一郎

1 計画策定の基本

2 共同研究としての位置づけ

計画策定地域の地元と地域農業研究所が共同で、計画策定に取り組む立場から「共同研究」とする。

3 計画策定の主体

農家の参加を基本に地元の農協や市町村などが主体となつて計画づくりを行う。

4 地域農業研究所の役割

地元の計画づくりを支援する立場で研究所は参画する。

5 研究所が参画することの利点

共同研究実施の概況

地区名	市町村名	アンケート回収率	農家調査法	調査農家数	実施期間	報告書
道 中央知志振高 石空後胆日	と栗山	70%	抽出	50	90.12-91.3	叢書No. 2
	う山	80%	抽出	60	91.4-92.3	叢書No. 4
	や町	60%	抽出	30	91.3-93.2	叢書No. 10
	湖農協	80%	抽出	60	92.4-93.3	叢書No. 11
	農協	60%	抽出	50	93.5-94.3	叢書No. 17
	東農協	65%	抽出	25	93.6-94.8	叢書No. 18
	田分	90%	抽出	40	94.4-95.3	叢書No. 21
道 南島山 渡檜	厚知八	55%	抽出	50	91.7-92.1	叢書No. 5
	部町	90%	抽出	25	94.4-95.3	報告書
	沢内	90%	抽出	40	95.4-96.3	
道 北川萌谷 上留宗	旭野	60%	抽出	90	90.6-91.3	叢書No. 1
	川農協	-	抽出	80	91.4-92.3	叢書No. 3
	農協	-	抽出	-	92.7-93.6	叢書No. 17
	東農協	80%	抽出	40	94.4-95.3	叢書No. 19
	深川	60%	抽出	30	94.9-95.3	叢書No. 22
道 東走勝路室 網十銅根	調子	100%	抽出	30	91.12-92.8	
	東生	-	抽出	-	92.12-93.2	
	白清	85%	抽出	30	93.8-94.2	報告書
	音常	80%	抽出	40	92.11-93.4	叢書No. 13
	呂別	93%	抽出	70	94.5-96.3	叢書No. 20
	府原	80%	抽出	30	94.7-96.3	叢書No. 24
	町農協	70%	抽出	30	95.4-96.2	叢書No. 25

注 1) 市町村の農協、組合、協会の協力を得て実施した。2) ア表の調査結果を示す。3) 調査結果を示す。



▶出席した市町村・農協・普及センターなどの関係者からも活発な意見が出された。



II 共同研究の取り組み概況

1 研究所設立以来五年間に、二

- ①科学的に分析できること。
- ②客観的に問題を明らかにすること。
- ③計画しぐりを運動として捉え、農家はじめ地元関係者の意識改革に繋げること。

2 共同研究の取り組み手順

- ①プロジェクトチーム編成。
(現地および研究所のそれぞれで編成)。
- ②予備調査。
市町村・農協・普及センター・農業委員会等の機関調査。

六地区・三市町村で共同研究に取り組んだが、その実施地区は別表の通りである。

III 共同研究の課題

1 技術的課題

- ③アンケート調査と分析。
 - ④農家調査、補足調査・分析。
 - ⑤現地検討会(中間報告、最終報告)および札幌検討会。
 - ⑥報告書の作成、提出。
 - ⑦振興計画書の策定(現地)。
- ①調査期間
最低一年六カ月の期間が必要
 - ②プロジェクトチームの編成
 - a 研究所の研究者と協力研究者で構成(五名程度)
 - b 専門分野別担当 経営・農地・農協・市場など
 - ③アンケート調査
回収率は最低でも六〇%以上は必要。
 - ④普及センターとのタイアップ



▶それぞれの出席者から貴重な実践事例の報告が数多く出されたが誌幅の都合で割愛した。

技術的課題（気象、土壌、作物、営農類型等）では普及センターの参画は不可欠。

⑥ 諸調査

a 農家調査

経営形態別、集落別、集落
 悉皆、集落代表、作目代表。

b 先進地調査

c 市場調査

⑥ 目標設定

a 具体的数値目標

粗収入、農業所得。

b 個人の農家の積上げから
 地域の全体計画を樹立。

2 総合的課題

① 市町村と農協の連携

a 地域振興にとって市町村
 と農協の固い連携は不可欠。

b 農業振興計画の統一。

c 市町村、農協との共同作
 業（経費・人的体制など）。

② 計画策定への農家の参加

a アンケート調査 農家調査。
 b 現地検討会
 指導機関との検討会、作目
 別の検討会、調査農家との
 検討会。

③ 最終報告会

全農家参加の報告会。

④ 意識改革

現状打破は意識改革なしには
 実現できない——指導機関の
 意識改革、農家の意識改革。

⑤ 報告書の活用

a 利用しやすい報告書の編
 纂 各章ごとの小括、全体
 の総括整理。
 b 学習会の組織。

⑥ アフターケア

a 農家向け普及版への支援。
 b 計画の遂行と行動計画—
 地元の取り組み姿勢への誘
 導支援。

⑦ 共同研究の継続実施

a 前期計画の総括。
 b 本格的な共同研究の実施。